

IPCC 第19回総会 報告

2002年4月17日 - 20日 ジュネーブ

2002年4月24日

財団法人 地球産業文化研究所 蛭田 伊吹

第19回 IPCC 総会が、スイス、ジュネーブにおいて開催された。本会合では、新規ビューローの選挙が焦点になった。又、第4次評価報告書のタイミング等についても見通しを立てた。尚、日本からは、木村環境省地球環境局研究調査室長、井上経済産業省産業技術環境局環境政策課地球環境対策室調整係長、平石 TFI 共同議長、原沢国立環境研究所社会環境システム研究領域環境計画研究室長、多賀在ジュネーブ国際機関日本政府代表部公使、環境省、外務省、文部科学省からの担当者、TFI 技術支援ユニット、GISPRI (木村専務理事、田中客員研究員、蛭田研究員) が出席した。

1) 新規ビューローの選挙

新規ビューローメンバーが決定した(リストは ANNEX 1を参照)。IPCC 議長に関しては前回と違い、議長に指名された Y.A.イスラエル氏の下で初めて投票が行われ、192 国投票中 133 国が投票し、ワトソン氏 49 票、パチャウリ氏 76 票、ゴールドバーグ氏 7 票、無効 1 票という結果であった。その他 29 名のビューローメンバーと TFB メンバー(12 名)に関しては発声投票で決定した。選挙のプロセスは、まず Nominating Committee (候補者推薦、実際の選挙方法を提示、候補者と面談が役割、各 6 WMO 地域から 2 人ずつ(含む共同議長) 計 12 名、地域ごとの会議により選出。共同議長：パート・ポーリン氏とネパール代表) と Credential Committee (各国投票資格のチェックが役割、各 6 WMO 地域から 1 人ずつ(含む議長) 計 6 名、地域ごとの会議により選出。議長：トリニダッドアンドトバゴ代表) が決定され、Nominating Committee が最終的に候補者のリストを配布した。

2) 選挙に関する問題点

選挙プロセスが明確でない点について多くの国が抗議したことにより、実際に選挙をする総会よりずっと前に、プロセスを明確化させることが明記された。特に(1) IPCC の議長席を共同(英国提案。今回は主にヨーロッパ・NZ、ワトソン氏派)にするか、一人(ヨーロッパ・NZ 以外、パチャウリ氏派)にするかなどが、大きな議論になった。結局今回は一人に決定したが、次回からはもっと明確化されるべきであることが話し合われた。又、(2) 地理的バランスが不公平だという点が主に途上国から抗議された。(3) Nominating Committee の役割と権限が不明確であるという点も多く指摘された。例えば、候補者を推薦するだけなのか、指名する権限もあるのか、委員会自体の議長はどうやって決めるのか(共同か一人か)、候補者と面談すべきなのか(主に途上国が懸念)などが挙げられた。又、

(4) IPCC 議長を含むビューローメンバーの任期が明確に決まっていなことも、多くの国が問題点として挙げていた。

各国意見：

(1) 共同議長にすべきかについて：

UK (もともと共同議長は UK による提案。今回も一番に IPCC 共同議長に関して言及した)：共同議長になるのか、ならないのか？

ロシア：任期を選挙前に確定させるべき。任期の終わりに足りないことが判明すれば、その時に延長すればよい。(同セネガル、ハンガリー、スロヴァニア)

サウディ：なぜ Nominating Committee が必要なのか？プロセスが不透明。

ケニア：プロセスが不透明。(同ハンガリー、スウェーデン、カナダ、ペルー、イラン) IPCC 共同議長は反対(ロシア、ペルー、アフリカ地域、アジア地域、サウディ)

ドイツ：FAR の動向にあわせて選挙をすべき。任期は5年が良い(同スロヴァニア、アフリカ地域)

日本：前回総会にて議長は1人とコンセンサスによって決定された。よって共同議長にするのであれば再び本総会で合意を得る必要がある。

(2) 地理的バランスについて：

ジョージア、レバノン、イラン、カザフスタン、タジキスタン、ロシア：地理的バランスが非常に不公平。又新しい国に関しても考慮すべき(ロシア)。次の任期の終わる3ヶ月ほど前までに選挙のプロセスなどを明確にさせる必要がある(カザフスタン)。6年の任期を3年ずつに分けるのはどうか(ジョージア)？ **ワトソン氏**：任期は6年と(前日に)決定されたので今回は3年ずつには出来ないが、選挙プロセス、任期の長さ、任期を他国と交替制にすべきか、ビューローの構成(共同か1人か?)をすべて明記しておき、今後の議題とする。又地理的バランスに関しては、特に中央・東ヨーロッパ、中央アジアにおいて見直す必要がある。

(3) Nominating Committee に関して：

アルゼンチン：各 WMO 地域が選出するのはどうか？(賛成オーストリア、スロヴァニア、スリランカ、ペルー、その他)

ベルギー：6地域2人ずつ(賛成中国、その他)

ワトソン氏：NCの議長は、最初の IPCC 議長だったパート・ボーリン氏にする。

ケニア：ボーリン氏によってヨーロッパ地域からの委員が3人(委員会としては計13名)になるのか？

サウディ：Rule30&31によると委員会内で議長を決める権利があることから、ボーリン氏に最初から決定するのはおかしい。又、ボーリン氏が先進国代表の議長ならば、途上国代

表の議長も必要なのでは？（同セネガル、ノルウェイ、反対スロヴァニア）

ワトソン氏：ポーリン氏は地域に属するわけではないから、ヨーロッパが3人になるわけではないが、誰が議長になるかは、委員会内で決めればよい。（結局共同議長で、ポーリン氏とネパール代表）

アルゼンチン：各地域から2人プラス共同議長（先進国・途上国からひとりずつ）計14人にしたらどうか？ ワトソン：委員会で決めればよい。（結局却下）

日本：パネル内で共同議長案への合意がない段階で、Nominating Committee が議長候補者への面談を通じて同案について検討することは不適切である。

セネガル：議長は1人にするという前回総会で得たコンセンサスを尊重すべき。（同サウディ、スーダン、ケニア）

オランダ：NCの権利には柔軟性を持たせるべき。候補者をもっとよく理解するために面談するのは、当たり前のこと。（同ベルギー、ノルウェイ、UK、スロヴァニア、オーストリア、フランス、チリ、アルゼンチン）

NZ：前回総会では議長は1人と決定されたが、今回総会では複数の議長候補者がでた。従って前回と今回とは事情が違う。又考えなおすべき。

日本：前回総会時点ではまだ候補者のノミネーションは開始されておらず、その時点でも複数の議長候補者が出馬する可能性は予見できたはず。従って候補者が複数になったことをもって事情が変化したという主張には同意できない。

ポーリン氏：面談は、候補者の適正を見るためにするのであって、共同議長に関して質問するためではない。もし答えたくなければ答える必要もない。

インド：もしNCの中でコンセンサスが取れなかったらどうするのか？

ポーリン氏：コンセンサスを取るのはとても難しいが、それならそのようにパネルに報告する。その後はパネルに決断を仰ぐ。

（Credential Committee に関して：オーストラリア：6地域1人ずつ 採用）

（4）に関しては3）参照

3） 第4次評価報告書のタイミングについて

第4次評価報告書は、2007年までに各作業部会が連続的（Sequence）に完成させることと決定した。前回まで話し合われていた時間差（Stagger）を付けた作成方法は採用されなかった。各作業部会の報告書の完成時期は以下のとおりである。

* WG 1：2007年1-3月

* WG 2 & 3：2007年中旬

* 統合報告書（SYR）を書くとなれば2007年末

内容に関しては包括的だが、もっと短く焦点をはっきりさせたものにし、最新情報も取り入れることになった。統合報告書の有無・範囲・性格等はあくまでもパネルが決定する

こととなり、詳細に関しては次回総会にて提案、承認されることになった。もしも統合報告書を作成すると決定された場合には、TARの反省点も考慮して、IPCCとSBSTA意見交換によって早めに質問を作成することが話し合われた。ビューローメンバーの任期は第4次評価報告書最終版が作成されてから、1回目から2回目の会合までと決定された。

各国意見:

WG2 共同議長 (途上国): 時間差は論理的である。クロスカッティングイシューに関するも忘れてはならない。

WG1 共同議長 (先進国): モニタリングなどは継続的に続けていくものなので時間差にする必要は前ほどなくなった。評価報告書作成中に任期が変わるのは、困難であることから任期は、評価報告書が終わるまでカヴァーしている方がよい。作成期間については、5年以下は考えられない。

WG1 共同議長 (途上国): WG1の結果を受けてからWG2&3は書いた方がよいので時間差はあった方がよい。新しいシナリオが出来てからモデルの結果が得られるのは2004年。よってWG2&3は2004年以降でないと書けない。作成期間は最低5年。任期は第4次評価報告書が完成するまで。

WG3 共同議長 (途上国): 時間差は論理的だが実際問題としてはやめた方がよい。作成期間は最低5年。任期は第4次評価報告書が完成するまで。

WG3 共同議長 (先進国): 時間差はやめた方がよい。完成後のアウトリーチがとても重要。作成期間は最低5年プラス(アウトリーチのために)1年を考えた方がよい。又、SYRの質問は前々に決定しておいた方がよい。

UK: 焦点を小さくまとめることが重要。(同オーストリア)

ケニア: 作成期間を5年と固定してしまうのは良くない。柔軟性を持たせることが大切。(同中国、ロシア)

日本: 焦点を狭めて作成するのが良い。又、UNFCCCへのインパクトを考えると2007年までに完成させるのが望ましい。(同ノルウェイ、ハンガリー、カナダ)

チュニジア: 4年でよい。

スペイン: TARと同じ5年でよい。(同ロシア)内容に関しては出来るだけ早く決めるべき。

サウディ: 8年が良い。

オランダ: 2007年から2009年に完成するのが良いのではないか?

US: TARの完成時期、FARの開始時期、FARの完成時期を明確にさせるべき。時間差をつける必要はないが、完成時期を6ヶ月ごとぐらいずらせばよいのではないか?任期はFARが完成した次のパネル会合までにすべき。

オーストラリア: 2007年賛成。作成順序はUSに賛成。任期に関してはFARと別問題。

カナダ: SYRに関しては、まだ考える必要なし。

パチャウリ氏: クロスカッティングイシューに関するも、もう少し早めに提案していくべ

き。 **ワトソン氏**：3WGが集まって、イシューと執筆者を提案すべき。

ロシア：FARの内容について、もっと詳細を話し合うべき。

4) **National Greenhouse Gas Inventories Programme (NGGIP) について**

タスク1：LULUCF グッドプラクティスガイダンス 第1回専門家会合について報告された。ワークプラン、執筆者リスト等ほぼ案とおりに承認されたが、政府・専門家による査読期間をもっと延ばして欲しいという要請が多かった。しかし、タスク1に関しては時間の制約により無理があり今後の課題とした。パネルは、LULUCF タスク1の高い優先順位を認め、レポート作成を強く支持し、又予算の増額 (Sfr705,000.) を決定した。進行状況に関してはSBSTAに適宜報告され意見交換をすべきであると認識され、不確実性に関しては、もっと明確化していく必要があるが慎重に行うことが望まれた。又、DC/EITからの専門家をもっと増やすべきかどうかを議論する必要があるという意見が多く出された。次回のパネル会合までにワークプラン、査読期間、報告書の詳細な内容などについて正式な改正案を提出することが決定した。

各国意見：

オーストラリア：第18回総会で決定されたタスク1の範囲を守るべきである。

スイス：CH1の長さはどれぐらいになるのか？ **平石氏**：約10/全300ページ

日本：タスク1に関して今年中に会合を開いて欲しい。COP9までに完成するだろうか？
プランによると会合は2002年12月から2003年1月頃が予定されている。又COP9(2003年12月)までには完成させると**ワトソン氏**は言っている。

オーストリア：SBSTAに適宜進行状況を報告するべきである。

中国：もっと査読期間を長くすべき。

オランダ：CH1に関して、政府と専門家による査読が2段階で行われるが、承認(approve)する必要はない。(同ケニア、US)

US：Methodological Reportであるから、承認方法も変えた方がよいのではないか？

(同ノルウェイ)

日本：グッドプラクティスガイダンスの中核部分はCH2以降であり、この部分について各国のコンセンサスを得ることが重要である。従ってCH1について総会で議論し変更点が出た場合には、その趣旨を適切に第2章以降に反映すべきである。

カナダ：重要な内容なのに時間がたりない。パネルで承認(approve)する手続きが必要。(同オーストラリア、UK、オーストリア)

スイス：CH1のみを承認しても、全ての報告書を容認したわけではない。手続きに関してはFirst order Draftが完成してからの方がよいのではないか？

タスク 2 : この報告書は、すべての土地劣化と devegetation について明確化し、京都議定書 3.4 条の下、適用行動を選択する際に不公平が生じないようにする為に作成される。パネルは、Methodology Report にすること、LULUCF - SR やタスク 1 等の資料を利用して人為的な森林の土地劣化と devegetation の定義を作成すること、又、排出の目録・報告の手法オプションを提示すること、森林管理と revegetation についても報告書の中で触れること、又予算を増額(Sfr100,000.)することを承認した。構成は第 1 章 - 4 章までで、IPCC パネルでの承認は、2003 年 11 月予定している。

各国意見 :

オーストリア : 各執筆者の割り当て長さは？ 平石氏 : なし

オーストラリア : “ definition ” の前に “ possible ” という言葉を入れるべき

パネル : 意義なし

タスク 3 : 今後のスケジュール等に関しては提示された案どおりで承認。詳しいことは、専門家会合 (2002 年 7 月) にて提示。予算は増額 (Sfr.100,000.) が承認された。

作成プロセスとしては、タスク 1 とタスク 2 はほぼ同じ。タスク 3 に関しては、まだ詳細が明確でないためまだ不明だが、SR になる場合はそのプロセスに従う。

5) 特別・技術報告書等について

1 . 地質学的炭素貯蔵技術についての技術報告書

(Geological Carbon Storage Technologies)

議題の重要性から技術報告書ではなく特別報告書にすること、作成時期は京都議定書が発効してから開始し、2005 年を目途に完成することが承認された(オプション B)。スコーピングペーパーに関してはパネルで協議するが、その前に専門家会合・ワークショップを 2002 年末に行い、地中・海洋の隔離・貯蔵・捕獲について、そのリスク評価・モニタリング等広範囲の渡って議論することが決定した。尚、内容が他と異なるため生物への影響・Fertilization に関しては報告書に含まないことになった。

各国意見 :

日本 : 地中隔離技術のみでなく、海洋隔離技術に関しても報告書に取り入れるべき。又、日本では色々な技術が開発されているのに TAR には含まれていない。最新の技術に関しても報告書に含むべき。作成時期は、COP1/MOP1 前から開始し、COP2/MOP 2 までに完成させるべき。(オプション A、同ベルシャス、中国)

デンマーク : オプション B 賛成。海洋に関しては不確実な点が多いことやモデルがしっかりしていないことから報告書に含む必要なし。(同カナダ)

US: B 賛成。ワークショップにて何を報告書に含めるかを協議。(同ドイツ、オーストリア、ウガンダ、UK)

ノルウェイ: B 賛成。海洋も含むべき。(同 NZ) ワークショップをホストしても良い。

UK: モニターリングやリスク評価についても含むべき。(同カナダ)

2. 気候変動と水に関する報告書

(Climate Change and Water)

WG3とも協力して WG1 & 2 が、3 - 4 ヶ月後に簡単なスコーピングペーパーを、次回総会で正式なスコーピングペーパーを提出することが決定した。大陸ベースで書くか、地域ベースで書くか、で意見が分かれたがその点に関してはスコーピングペーパーを見てから議論することになった。内容は、IPCC の他の執筆活動との連携を考慮する。

各国意見:

オーストラリア: スコーピングペーパーを見てから次回パネル会合で決定する。(同日本、オーストリア、オランダ、カナダ、ロシア)

中国: 地域ベースで書くのは疑問あり。もっとインパクトそのものについて書くべき。

3. 気候変動と持続可能な発展に関する報告書

(Climate Change and Sustainable Development)

ビューローによって延期されたが、内容の重要性からスリランカより、気候変動と主に貧困問題における発展に関する特別報告書 (SP on Climate Change and Development, with a Focus on Poverty, SRCCDP) の作成が提案された。WG2 & 3 を中心にワークショップで、専門家会合での議題 (内容にどういったものが含まれるか等) について話し合うことが承認された。主に途上国とオランダは、この報告書の作成に賛成しているが、オーストリアやカナダは、国に持ち帰って協議する必要があると言い、慎重な態度を崩さなかった。又、US は、新ビューローによる特別報告書等の枠組や価値基準を考慮して報告書の優先順位を決めるというウェンブレイ (第 18 回総会) での決定を重視しよう、という発言をすることで、否定的な見解を覗かせた。これを受けてワトソン氏は、特別報告書を作成するための新しい条件をパネルで明確にしておくことが大切と言及した。

各国意見:

スリランカ: 「持続可能な発展」という言葉の定義が曖昧であることから、もっと貧困問題に焦点をあてた発展と気候変動の問題を扱うことを提案。特に発展戦略、トレードオフ、win-win タイプのシナリオがあるのかなどについて報告したい。TAR 等過去の報告書に含まれている内容では足りないことから、技術報告書ではなく、特別報告書であることが望ましい。

メッツ氏（オランダ）：この内容の重要性は世界的に理解されていることから、是非書くべき。今年中にワークショップをやろう。（同キューバ）

ノルウェイ：賛成。貧困だけではなく、先住民に関しても報告書に含めた方が良い。（同中国、ペルー、ロシア）

オーストリア：提案が急すぎる。ワークショップの開催は賛成だが SR にするかはまだ決定できない。

カナダ：今回は TPCCSD に関する議論で、SRCCDP に関する議論すべきではない。

US：新規ビューローによる特別報告書等の枠組や価値基準を考慮して報告書の優先順位を決めるというウェンブレイでの決定を重視しよう。

6) その他

1. 開会式での挨拶

*ワトソン氏：

TAR&SYR が完成し、それに貢献してくれた人々に感謝している。又、途上国からの参加が増えてくることで、IPCC の意義が更に深まっている。今回の注目すべきところは、第 4 次評価報告書に向けての新しいビューローの選出である。

*オバシ氏 WMO：

TAR&SYR、TP、SR 等は、世界中の専門家に利用される文献(資料)となっている。地域的な影響は各国の政策によって(例えば京都メカニズムを利用するなど)大きく変わってくることから、そういうことを考慮しつつ報告書を提示していくことが大事である。又、もっと不確実性について研究を重ねることが重要。予算に関しては、WMO からのファンドを 50%増加させて IPCC をサポートする。

*Topfer 氏 UNEP：

IPCC の科学的・中立的な知見は政策を作る上で非常に重要であり、その役割は未だ大きい。各地域への負のインパクトは、経済的な実現可能性によって緩和することが出来ることから、できるだけ早く各国が低排出なライフスタイルにシフトすることがとても大事である。特に DC の”poorest of the poor”にとって CC はとても厳しい状態であり、対処出来る国が率先して措置を講じる必要がある。第 4 次評価報告書においても、透明性を重視しつつ科学的な新しい知見を伝え、又それを政府は政策決定に有効活用していくことがとても大事である。

*Thorgeirsson 氏 SBSTA of UNFCCC：

レポートの質的コントロールは既に IPCC がしているから、SB としては、IPCC の新たな知見と SBSTA の新たな知見を科学的ではなく政治的に関連付けていくことにする。

2. アジェンダ：多少変更あり

3. 第18回総会のドラフトレポートの承認

オーストリア：4.1 と Appendix 2 の構造に非整合性がある。言い回しも変えた方がよい

ワトソン氏：後程言い回しも含め決定

3. 予算 TFI の LULUCF タスク 1、2、3 の予算が増額された。(4)を参照)

4. 第20回 IPCC 総会の時期：2003年2月頃、ジュネーブにて開催される予定。

5. 今回アジェンダにあって話し合われなかった件に関しては、次回先送り。

7) 所感

- * 選挙に関しては、全体的にプロセスが明確でない。各国もプロセスの不透明性に抗議をしていたが、支持する候補者によって柔軟に対応するために最後の最後まで故意的に不透明な部分を残していたように思われる。今回はワトソン氏がアメリカ政府に（エクソン社にも（2002年4月21日 Financial Times 記事より））支持されておらず再選される可能性が薄かったため、ワトソン氏を支持するヨーロッパ諸国やNZなどはさかんにUKの共同議長案を支持していたが、根本的に共同議長が良いという前提で支持しているわけではないようであった。又、日本がパチャウリ氏を支持していたこと、共同議長案を支持しなかったことで、ワトソン氏を含む数名から日本に対し「非常に残念だ」というコメントをされた。以上の点から、今回の総会は非常に政治的な印象を受けた。
- * IPCC が1代目議長にスウェーデンのボーリン氏、2代目議長にUSのワトソン氏、そして3代目議長に途上国インドのパチャウリ氏を選んだことで、このパネルの流れが見えてきたと総会にてコメントがあった。将来に向けてIPCCのあり方が又少しづつ変化していくように思われる。会議中には、NZから「途上国からの議長を選ぶのはどうか」という意味にも取らかねない発言があり、途上国の反感を買い発言を撤回するというシーンもあった。このことから途上国と先進国との間の確執の深さを感じたが、これからのIPCCは今までに増して、科学面のみを追及していくパネルではなく途上国と先進国のバランスを更に考慮しつつ科学面での新しい知見を提示していかなければならないという試練を負うようになったのではないだろうか。
- * FARやその他報告書の作成に関しても、各国の政策決定に利用できるようにという意見が多く、その点に関してスコーピングペーパーなどでも細心の注意が払われており、政府にとってはピュアな科学的報告書より使い勝手が良いものになるようだ。しかし、

進行状況にあわせて（各章ごとなど）政府の査読チェックが多く入ることで、最終的にはピュアな科学的結論から離れた結論が提示されてしまう危険性が考えられる。

- * ワトソン氏が英語圏の人々を優遇しがちであるという意見を会合前に聞いていたが、今回の選挙以外の決定事項（選挙の時は、ワトソン氏は議長をしていない）に関してそのような言動は見受けられず、非常に的確に采配を振っていたと思われる。しかし、今回のワトソン氏の指揮は選挙を意識してか過去の会議とは明らかに違うという意見もあり、前議長のしたたかさを垣間見たような気がする。

以 上

ANNEX 1

I P C C ビューローメンバーと T F B メンバー

地域	名前	国名	役職
II	R.K. パチャウリ	インド	I P C C 議長
I	R. オディンゴ	ケニア	副議長
II	M. ムナシンゲ	スリランカ	副議長
VI	Y.A. イズラエル	ロシア	副議長
II	D. クイン	中国	WG 1 議長
IV	S. ソロモン	USA	WG 1 議長
I	B. ジャロウ	ガンビア	WG 1 副議長
II	K. ブーンブラゴブ	タイ	WG 1 副議長
III	M.T. マルテッロ	ベネズエラ	WG 1 副議長
V	M.R. マニング	ニュージーランド	WG 1 副議長
VI	J. ジョゼル	フランス	WG 1 副議長
VI	F. ジョルジ	イタリア	WG 1 副議長
III	O. カンジアニ	アルゼンチン	WG 2 議長
VI	M.L. パリー	イギリス	WG 2 議長
I	D. アラリ	モロッコ	WG 2 副議長
IV	J.M.R. ストーン	カナダ	WG 2 副議長
IV	L. ヴィラース	メキシコ	WG 2 副議長
V	J. ジルマン	オーストラリア	WG 2 副議長
VI	J.-P. van Ypersele	ベルギー	WG 2 副議長
VI	L.K. Bogataj	スロヴェニア	WG 2 副議長
I	O. ダヴィッドソン	シエラレオネ	WG 3 議長
VI	B. メッツ	オランダ	WG 3 議長
I	I.A.R. エルギゾーリ	スーダン	WG 3 副議長
II	Z.H. アブガララ	サウジアラビア	WG 3 副議長
III	E. カルヴォ	ペルー	WG 3 副議長
IV	R. ピシュマドラガ	キューバ	WG 3 副議長
V	R.T.M.スタミハルジャ	インドネシア	WG 3 副議長
VI	J. クリスチャンセン (3年)	デンマーク	WG 3 副議長
	O. ホメイヤー	ドイツ	
III	T. クラグ	ブラジル	T F B 共同議長
V	平石 尹彦	日本	T F B 共同議長
I	S.N. ソクアパドゥ	モーリシャス	T F B メンバー

I	J. カティマ	タンザニア	T F B メンバー
II	K. パリク	インド	T F B メンバー
II	D. アルアジミ	クウェイト	T F B メンバー
III	J. ハンナフィグエロア	ボリヴィア	T F B メンバー
III	S. ゴンザレス	チリ	T F B メンバー
IV	A. ジャック	カナダ	T F B メンバー
IV	D. クルーガー	USA	T F B メンバー
V	I. カルザーズ	オーストラリア	T F B メンバー
V	H. ブルーム	ニュージーランド	T F B メンバー
VI	A. ロズランド (3年)	ノルウェイ	T F B メンバー
	J. ペンマン	UK	
VI	S. コラファン	シリア	T F B メンバー

Nominating Committee

地域	国名	備考
I	ナイジェリア	
I	モザンビーク	
II	サウジアラビア	
II	ネパール	共同議長
III	ペルー	
III	アルゼンチン	
IV	キューバ	
IV	カナダ	
V	オーストラリア	
V	フィリピン	
VI	B.ボーリン氏 (スウェーデン)	共同議長
VI	アイスランド/ハンガリー	

Credential Committee

地域	国名	備考
I	ルワンダ	
II	イラン	
III	パラグアイ	
IV	トリニダードアンドトバゴ	議長
V	シンガポール	
VI	オーストリア	